

行政不服審査法の施行に伴う関係企業管理規程の整備に関する規程をここに  
公布する。

平成28年3月18日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町公営企業管理規程第34号

行政不服審査法の施行に伴う関係企業管理規程の整備に関する規程  
(聖籠町下水道条例施行規程の一部改正)

第1条 聖籠町下水道条例施行規程(平成22年聖籠町公営企業管理規程第9  
号)の一部を次のように改正する。

別記様式第18号及び別記様式第19号中

「

◎ 下水道使用料につきこの処分について不服があるときは、  
処分があったことを知った日の翌日から起算して30日以内  
に、町長に異議申立てをすることができます。

この処分について不服があるときは、この処分についての  
異議申立ての決定を経た後に、異議申立ての決定があったこと  
を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、聖籠町を被告  
(訴訟においては町長が被告の代表者となります。)として  
この処分についての取消しの訴えを提起することができます。  
ただし、次に掲げる場合には、異議申立ての決定を経る  
ことなく、この処分についての取消しの訴えを提起すること  
ができます。

を

- (1) 異議申立てをした日の翌日から起算して3箇月を経過  
しても決定がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい  
損害を避けるための緊急の必要があるとき。
- (3) その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

」

「

◎ 下水道使用料につきこの処分について不服があるときは、  
処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内  
に、町長に審査請求をすることができます。

この処分について不服があるときは、この処分についての  
審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があったことを  
知った日の翌日から起算して6箇月以内に、聖籠町を被告(訴  
訟においては町長が被告の代表者となります。)としてこの処  
分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、  
次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、

に

この処分についての取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求をした日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

」

改める。

(聖籠町下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部改正)

第2条 聖籠町下水道事業受益者負担に関する条例施行規程(平成22年聖籠町公営企業管理規程第10号)の一部を次のように改正する。

別記様式第3号中

「

5 不服の申立てについて

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、町長に異議申立てをすることができます。

6 処分の取消しの訴えについて

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内(処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日から6箇月以内)に、聖籠町を被告(訴訟においては町長が被告の代表者となります。)としてこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。

を

」

「

5 不服の申立てについて

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、町長に審査請求をすることができます。

6 処分の取消しの訴えについて

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内(処分についての審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内)に、聖籠町を被告(訴訟においては町長が被告の代表者となります。)としてこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。

に

」

改める。

別記様式第6号、別記様式第7号及び別記様式第9号中

「

※ この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、町長に異議申立てをすることができます。

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日から6箇月以内）に、聖籠町を被告（訴訟においては町長が被告の代表者となります。）としてこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。

を

」

「

※ この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、町長に審査請求をすることができます。

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（処分についての審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内）に、聖籠町を被告（訴訟においては町長が被告の代表者となります。）としてこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。

に

」

改める。

（聖籠町公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例施行規程の一部改正）

第3条 聖籠町公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例施行規程（平成22年聖籠町公営企業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

別記様式第2号中

「

## 2 不服申立て

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、聖籠町長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。

を

## 3 処分の取消しの訴え

この処分については、上記2の異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、聖

籠町を被告として（訴訟において聖籠町を代表とする者は、聖籠町長となります。）、新潟地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

処分の取消しの訴えは、上記2の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次のいずれかに該当するときは、当該異議申立てに対する決定を経ないで提起することができます。

- ① 異議申立てをした日の翌日から起算して3箇月を経過しても決定がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の執行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

## 2 不服申立て

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、聖籠町長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

## 3 処分の取消しの訴え

この処分については、上記2の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、聖籠町を被告として（訴訟において聖籠町を代表とする者は、聖籠町長となります。）、新潟地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

処分の取消しの訴えは、上記2の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次のいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで提起することができます。

- ① 審査請求をした日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の執行により生じる著し

い損害を避けるため緊急の必要があるとき。

- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改める。

別記様式第5号中

「

1 不服申立て

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、聖籠町長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分については、上記1の異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、聖籠町を被告として（訴訟において聖籠町を代表とする者は、聖籠町長となります。）、新潟地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

処分の取消しの訴えは、上記1の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次のいずれかに該当するときは、当該異議申立てに対する決定を経ないで提起することができます。

- ① 異議申立てをした日の翌日から起算して3箇月を経過しても決定がないとき。  
② 処分、処分の執行又は手続の執行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。  
③ その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

「

1 不服申立て

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、聖籠町長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

## 2 処分の取消しの訴え

この処分については、上記1の審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、聖籠町を被告として（訴訟において聖籠町を代表とする者は、聖籠町長となります。）、新潟地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該審査請求に対する判決の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次のいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する判決を経ないで提起することができます。

- ① 審査請求をした日の翌日から起算して3箇月を経過しても判決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の執行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改める。

別記様式第8号中

「

### 教示

#### 1 不服申立て

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、聖籠町長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。

#### 2 処分の取消しの訴え

この処分については、上記1の異議申立てに対する決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、聖籠町を被告として（訴訟において聖籠町を代表とする者は、聖籠町長となります。）、新潟地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、当該異議申立てに対する決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

処分の取消しの訴えは、上記1の異議申立てに対する決定

を

を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次のいずれかに該当するときは、当該異議申立てに対する決定を経ないで提起することができます。

- ① 異議申立てをした日の翌日から起算して3箇月を経過しても決定がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の執行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

「

### 教示

#### 1 不服申立て

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、聖籠町長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

#### 2 処分の取消しの訴え

この処分については、上記1の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、聖籠町を被告として（訴訟において聖籠町を代表とする者は、聖籠町長となります。）、新潟地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次のいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで提起することができます。

- ① 審査請求をした日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の執行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改める。

別記様式第9号中

「

- 4 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知

った日の翌日から起算して30日以内に、聖籠町長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。

- 5 この処分については、上記4の異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、聖籠町を被告として（訴訟において聖籠町を代表とする者は、聖籠町長となります。）、新潟地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

処分の取消しの訴えは、上記4の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次のいずれかに該当するときは、当該異議申立てに対する決定を経ないで提起することができます。

- ① 異議申立てをした日の翌日から起算して3箇月を経過しても決定がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の執行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

「

- 4 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、聖籠町長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

- 5 この処分については、上記4の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、聖籠町を被告として（訴訟において聖籠町を代表とする者は、聖籠町長となります。）、新潟地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

処分の取消しの訴えは、上記4の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次のいずれかに該当するときは、当該審査請求に対す

」

に



る裁決を経ないで提起することができます。

- ① 審査請求をした日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の執行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

」

改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、第1条の規定による改正前の聖籠町下水道条例施行規程、第2条の規定による改正前の聖籠町下水道事業受益者負担に関する条例施行規程及び第3条の規定による改正前の聖籠町公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例施行規程に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。